

男女共同参画に関するあゆみ

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き	鹿屋市の動き
1975 (昭和50)	▶ 国際婦人年 ▶ 「国際婦人年世界会議」(メキシコ)開催、 「世界行動計画」を採択	▷ 「婦人問題企画推進本部」設置 ▷ 「婦人問題企画推進会議」設置 ▷ 「総理府婦人問題担当室」設置		
1976 (昭和51)	▶ 「国際婦人の十年」スタート (～1985)	▷ 民法等の一部改正(離婚後における婚氏統 称制度の新設)		
1977 (昭和52)		▷ 「国内行動計画」策定		
1979 (昭和54)	▶ 「女子差別撤廃条約」採択 (国連総会)		◆ 女性問題の窓口を青少年婦人課に設置 ◆ 婦人関係行政推進連絡会議及び婦人問題 懇話会を設置	
1980 (昭和55)	▶ 「国連婦人の十年中間年世界会議」開催 (コペンハーゲン)	▷ 民法等の一部改正 (配偶者の相続分アップ)	◆ 「婦人の生活実態と意識調査」実施	
1981 (昭和56)	▶ 「女子差別撤廃条約」発効		◆ 「鹿児島県婦人対策基本計画」策定 (昭和56年度～60年度)	
1984 (昭和59)		▷ 国籍法及び戸籍法の一部改正 (父母両系主義の立場をとる)		
1985 (昭和60)	▶ 「国連婦人十年最終年世界会議」(ナイロ ビ)開催、「婦人の地位向上のためのナイロ ビ将来戦略」を採択	▷ 国民年金法の一部改正(女性の年金権の 確立)(昭和61年施行) ▷ 「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (昭和61)		▷ 「男女雇用機会均等法」施行		
1987 (昭和62)		▷ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 策定		
1990 (平成2)	▶ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び 結論」採択(国連経済社会理事会)		◆ 婦人政策室を設置	
1991 (平成3)		▷ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 第1次改定	◆ 女性政策室に改称 ◆ 「鹿児島県女性プラン21」策定 ◆ 「鹿児島県女性プラン21推進会議」、「鹿児島 女性行政推進連絡会議」の設置	
1992 (平成4)		▷ 「育児休業等に関する法律」施行 ▷ 婦人問題担当大臣を任命		
1993 (平成5)	▶ 世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ▶ 「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」 採択(国連総会)	▷ 「パートタイム労働法」公布・施行 ▷ 中学校での家庭科の男女必修完全実施		
1994 (平成6)	▶ 「国際人口・開発会議」開催	▷ 「男女共同参画室」設置 ▷ 「男女共同参画審議会」設置 ▷ 「男女共同参画推進本部」設置 ▷ 高等学校での家庭科の男女必修完全実施		◇ 社会教育課に女性政策担当窓口を設置
1995 (平成7)	▶ 「第4回世界女性会議」(北京)開催、 「北京宣言及び行動綱領」を採択	▷ 育児休業法の改正 (介護休業制度の法制化)	◆ 鹿児島県「女性の翼」団員を北京の「世界女 性会議」へ派遣 ◆ 「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	◇ 「鹿屋市女性プラン推進会議」要綱施行
1996 (平成8)		▷ 「男女共同参画2000年プラン」策定		◇ 「鹿屋市女性プラン」基本目標策定
1997 (平成9)		▷ 「男女雇用機会均等法」改正 ▷ 「労働省婦人少年室」を「労働省女性少年 室」に変更		◇ 社会教育課に女性政策係を設置
1998 (平成10)		▷ 「婦人週間」を「女性週間」に変更		◇ 教育委員会社会教育課から企画課に女性 政策係を移管 ◇ 「鹿屋市女性に関する行政推進連絡会議」 設置要領施行(8月)
1999 (平成11)		▷ 改正「男女雇用機会均等法」施行 ▷ 「男女共同参画社会基本法」施行	◆ 「かごしまハーモニープラン」策定 (平成11年度～20年度) ◆ かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女 共同参画推進本部設置	◇ 「鹿屋市男女共同参画推進会議」設置要綱 一部改正
2000 (平成12)	▶ 国連特別総会「世界女性2000年会議」 開催(ニューヨーク)	▷ 「男女共同参画基本計画」閣議決定 ▷ 「労働省女性少年室」を「鹿児島労働局雇 用均等室」に変更		◇ 企画課・女性政策係から市民学習施設課・ 男女共同参画推進室に移管 ◇ 「鹿屋市女性プラン推進会議」を「鹿屋市男 女共同参画推進会議」へ名称変更(改定) ◇ 市民の「男女参画」に関するアンケート(意識 調査)実施(7月)
2001 (平成13)		▷ 男女共同参画週間を定める ▷ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する法律」施行 ▷ 育児・介護休業法改正	◆ 女性政策室を男女共同参画室に改称 ◆ 「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布 (平成14年施行) ◆ 「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	◇ 「鹿屋市女性に関する行政推進連絡会議」を 「鹿屋市男女共同参画行政推進連絡会議」 へ名称変更(改定) ◇ 市職員向け「男女参画」に関する意識調査 実施(7月)
2002 (平成14)		▷ アフガニスタンの女性支援に関する懇談会 開催	◆ 鹿児島県男女共同参画審議会設置 ◆ 婦人相談所を配偶者暴力相談支援センター に指定	◇ 「かのや男女共同参画プラン」策定(3月) ◇ 「鹿屋市男女共同参画推進会議」設置要綱 一部改正
2003 (平成15)		▷ 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男 女共同参画推進本部決定 ▷ 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ▷ 「少子化対策基本法」公布・施行	◆ 青少年女性課と男女共同参画室を再編し、 青少年男女共同参画課を設置 ◆ 「鹿児島県男女共同参画センター」設置	◇ 行政改革により市民学習施設課から市民学 習推進課へ課名変更

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	鹿児島県の動き	鹿屋市の動き
2004 (平成16)		▷「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正・施行（「配偶者からの暴力」の定義の拡大等）	◆ 配偶者等からの暴力対策会議設置	
2005 (平成17)	▶ 第49回国連婦人の地位委員会 「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	▷「第2次男女共同参画基本計画」策定 ▷「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		◇「鹿屋市女性人材リスト」登録事業開始
2006 (平成18)		▷「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大等） ▷「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	◆「鹿児島県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ◆男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定	◇1月1日付合併により市民学習推進課から市民活動推進課へ課名変更 ◇「鹿屋市男女共同参画推進会議」を「鹿屋市男女共同参画推進懇話会」へ名称変更（設置要綱制定）
2007 (平成19)		▷「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（保護命令制度の拡充等）平成20年施行 ▷「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と家庭調和推進のための行動指針」策定	◆ 各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部（7か所）を配偶者暴力相談支援センターに指定 ◆「鹿児島県の男女の意識に関する調査」実施	◇ 男女共同参画に関する市民意識調査実施（対象：2,500人）
2008 (平成20)		▷ 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置	◆「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定（平成20年度～24年度）	◇「DV対策庁内連絡会議」設置
2009 (平成21)		▷「育児・介護休業法」改正	◆ 男女共同参画室（青少年男女共同参画課内）設置 ◆「鹿児島県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定	◇「かのや男女共同参画プラン」策定（3月）（平成21年度～30年度）
2010 (平成22)	▶ 第54回国連婦人の地位向上委員会 「北京+15」（ニューヨーク）	▷「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と家庭調和推進のための行動指針」改定 ▷「第3次男女共同参画基本計画」策定		◇「鹿屋市審議会等委員への女性の登用促進に関する要領」制定 ◇「かのや男女共同参画プラン」実施計画作成・実績評価を開始
2011 (平成23)	▶ UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）正式発足		◆「鹿児島県の男女の意識に関する調査」実施	
2012 (平成24)	▶ 第56回国連婦人の地位向上委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択			◇「男女共同参画に関する市民意識調査」実施（対象：2,500人）
2013 (平成25)		▷「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正（平成26年施行） ▷「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ▷「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表 ▷「改正ストーリー規制法」施行	◆「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定（平成25年度～29年度）	◇「かのや男女共同参画プラン」一部改定（防災分野追加） ◇ 男女共同参画講演会等事務委託事業の実施（～平成28年度） ◇「人権・デートDV防止研修会」（中高生向け研修）開始
2014 (平成26)		▷「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ▷「女性のチャレンジ応援プラン」策定		◇「鹿屋市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定（平成26年度～30年） ◇ 組織機構見直しにより市民活動推進課から、市民課 男女共同参画推進室へ移管
2015 (平成27)	▶ 第59回国連婦人の地位向上委員会 「北京+20」（ニューヨーク） ▶ UN Women 日本事務所 発足	▷「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」公布 ▷「第4次男女共同参画基本計画」策定		◇「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」業務開始
2016 (平成28)	▶ G7伊勢志摩サミットの首脳会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定（ジェンダー主流化）	▷「女性活躍推進法」完全施行	◆ 鹿児島県女性活躍推進会議、女性ワーキンググループ設置 ◆「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ◆「女性活躍推進に関する企業実態調査」実施	◇「鹿屋市男女共同参画推進条例」施行 ◇「男女共同参画及び女性活躍推進に関する事業所アンケート調査」実施（対象：180事業所） ◇「審議会等委員への女性の登用推進指針」制定
2017 (平成29)		▷「育児・介護休業法」改正	◆「鹿児島県女性活躍推進計画」策定	◇「審議会等委員への女性の登用推進指針」制定（2月） ◇「男女共同参画に関する市民意識調査」実施（対象：2,000人） ◇「お届けセミナー事業」を開始
2018 (平成30)		▷「政治分野における男女共同参画に関する法律」公布	◆「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定（平成30年度～34年度）	
2019 (平成31/ 令和元)		▷「女性活躍推進法」改正 ▷「育児・介護休業法」改正		◇「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」策定（3月）（平成31年度～令和10年度） ◇「審議会等委員への女性の登用推進指針」改正（4月）
2020 (令和2)		▷「第5次男女共同参画基本計画」策定		
2021 (令和3)		▷「育児・介護休業法」改正 ▷「政治分野における男女共同参画に関する法	◆「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ◆「女性活躍推進に関する企業実態調査」実施	◇「審議会等委員への女性の登用推進指針」改正（1月） ◇「男女共同参画及び女性活躍推進に関する事業所及び従業員アンケート調査」実施（対象：180事業所、3人/事業所）